

大阪市告示第1132号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月24日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年8月17日（月）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年8月3日（月）

大阪市中心体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年8月24日（月）
--	--------------

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中心体育館 第1体育場	令和8年8月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月5日（水）から 同月6日（木）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和8年8月8日（土）から 同月9日（日）まで	
	令和8年8月11日（火）から 同月17日（月）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月18日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年8月19日（水）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和8年8月20日（木）	午前8時から 午後9時まで

	令和 8 年 8 月 22 日（土）から 同月 23 日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 8 月 25 日（火）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 同月 27 日（木）まで	午前 9 時から 正午まで
	令和 8 年 8 月 28 日（金）	午前 9 時から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年 8 月 29 日（土）	午前 7 時から 正午まで
	令和 8 年 8 月 30 日（日）	午前 7 時から 翌日午前 3 時まで
大阪府中央体育館 第 2 体育場	令和 8 年 8 月 4 日（火）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 8 月 6 日（木）から 同月 7 日（金）まで	
	令和 8 年 8 月 19 日（水）から 同月 21 日（金）まで	
	令和 8 年 8 月 25 日（火）	
	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 同月 28 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）